

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に係る保険料収納・未納事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険料収納・未納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

平成31年1月4日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に係る保険料収納・未納事務
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者(以下、特に第1号被保険者と第2号被保険者を区分する場合を除き、この評価書において「被保険者」という。)とし、第1号被保険者からは所得に応じた保険料を徴収することとなる。被保険者が介護保険サービスを利用した際は、介護保険サービスに要した費用のうち自己負担分を除いた残りが保険給付で賄われ、徴収した保険料は保険給付の財源に充てられる。保険料は第1号被保険者の所得に応じた所得段階別となっており、第1号被保険者は特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)の方法により保険料を納めることから、保険料収納金額、納付状況、滞納状況等の管理事務を行う。また、保険料を納付できないと認められる場合には徴収猶予、滞納処分等の執行停止、欠損処理を行う。さらに、保険料滞納者に対しては、滞納処分、介護保険サービスを利用した際の法定による支払い方法の変更や給付額減額等のいわゆる保険給付の制限措置を執ることから、これらの事務も行っている。</p> <p>なお、特定個人情報とは次の事務において利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保険料等の収納(普通徴収・特別徴収) 第1号被保険者から普通徴収の方法又は特別徴収の方法により徴収された保険料の記録</li> <li>(2)保険料の督促・催告 納期限までに納付のない第1号被保険者に対し督促状及び催告書を送付する。</li> <li>(3)介護保険料の電話納付案内 保険料の未納者に対し民間事業者から電話による納付案内を行う。</li> <li>(4)介護保険料年間納付済額のお知らせ 税の社会保険料控除等のために納付された保険料の額をハガキによりお知らせする。</li> <li>(5)介護保険料の徴収猶予 災害等により納付な困難な第1号被保険者からの申請に基づき徴収猶予の許可又は却下を行う。</li> <li>(6)介護保険料の滞納処分 督促をしてもなお納付のない第1号被保険者について、差押等の滞納処分を行い、未納保険料に充当する。</li> <li>(7)保険給付の制限 一定期間未納が継続する被保険者について介護保険サービス利用時の自己負担をいったん全額自己負担とする償還払い化、保険料が時効により徴収できなくなった期間がある第1号被保険者について介護保険サービス利用時の保険給付の割合を9割又は8割から7割とする給付額減額の措置を行う。</li> <li>(8)還付・充当 納付すべき額を超えた保険料納付につき、還付又は充当(未納の保険料に充てること)を行う。</li> <li>(9)生活保護受給者に係る保険料の代理納付 生活保護を受給する第1号被保険者について、保護費支給の際に介護保険料相当額を支給する保護費から保護担当部門が徴収して介護担当部門へ支払いを行う。</li> <li>(10)特別徴収保険料の年金保険者への返還 死亡により過誤納金が生じた特別徴収第1号被保険者に係る保険料について、相続人の有無等に応じて年金保険者へ返還を行う。</li> <li>(11)介護保険料納付証明 第1号被保険者からの申請に基づき、介護保険料の納付額について証明する。</li> <li>(12)延滞金の減免 延滞金を納付できない特別な事情のある第1号被保険者からの申請に基づき、免除の許可又は不許可を行う。</li> <li>(13)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</li> <li>(14)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 該当なし</li> </ol>
③システムの名称	介護保険システム1(収納・過誤納マスタ)、介護保険システム1(資格マスタ)統合番号連携システム、中間サーバー及び住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名	
1 統合番号連携ファイル 2 介護保険システム1(収納・過誤納マスタ)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第8号(介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に 関する事務)、第9号(介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務)、 第10号(介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事 務)、第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事 務)及び第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし  ○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第7号～13号イ及びハ、19号イ及びハ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
-----	---

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	横浜市役所健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 神奈川県横浜市中区港町1-1 TEL045-671-4254
-----	--

**II しきい値判断項目**

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(14)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	(14)情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 該当なし	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令第50条第8号(介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務)、第9号(介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務)、第10号(介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務)及び第11号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第8号(介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務)、第9号(介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務)、第10号(介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務)、第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)及び第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、93項(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務)及び94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)	○情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第5号、第8号、第47条第1項第7号イ及びハ	○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第7号～13号イ及びハ、19号イ及びハ	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 佐藤 泰輔	介護保険課長	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	